

第44回定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

■連結計算書類

- ・連結注記表

■計算書類

- ・個別注記表

(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.upr-net.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

ユーピーアール株式会社

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	6社
・連結子会社の名称	ウベパレットサービス株式会社 UPR Singapore Pte.Ltd. UPR(Thailand)Co.,Ltd. UPR Solution(Malaysia)Sdn.Bhd. UPR VIETNAM CO.,LTD UPR Services Inc.

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、UPR VIETNAM CO.,LTDの決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

(i) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

(i) 商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ii) 原材料及び貯蔵品

・原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(i) レンタル資産

過去の実績に基づく見積耐用年数（５～１０年）による定額法を採用しております。

(ii) その他

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、１９９８年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに２０１６年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 ７年～５０年

機械装置及び運搬具 ８年～１７年

ロ. 無形固定資産

(i) 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(ii) その他の無形固定資産

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、物流事業においてパレット等物流機器やその他の機器（アシストスーツ、追跡ソリューション）のレンタル及び販売を行うほか、コネクティッド事業においては、遠隔監視ソリューション（ICT）やカーシェアリング（ビークルソリューション）のレンタル及び販売、役務の提供を行っており、これら事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

(i) パレットレンタル

パレット等物流機器のレンタルについてはレンタル期間の時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(ii) 物流機器販売

パレット等物流機器の販売については顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(iii) 物流のその他

物流のその他の機器（アシストスーツ、追跡ソリューション）につきましても、レンタルについてはレンタル期間の時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。販売については顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(iv) 遠隔監視ソリューション（ICT）

遠隔監視ソリューションの役務提供については役務提供期間に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また関連機器のレンタルについてはレンタル期間の時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。販売については顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(v) カーシェアリング（ビークルソリューション）

カーシェアリングシステムのレンタルについてはレンタル期間の時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。関連機器の販売については顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。また、取引価格は、顧客との契約に基づき顧客と約束した対価を基礎として算定しております。なお、顧客と約束した対価の中に変動対価はありません。

ハ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当連結会計年度の損益に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 23,760,520千円

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	14,800,000千円
借入実行残高	902,452千円
差引額	13,897,548千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,660,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年10月15日 取締役会	普通株式	99,574	13	2021年8月31日	2021年11月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年10月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	99,573	13	2022年8月31日	2022年11月9日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借り入れにより資金を調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。

投資有価証券は業務提携等に関連する目的で保有する株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、発行者の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが4ヵ月以内の支払期日であります。

長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図ることによりリスク低減を図っております。また、市場リスクの管理に関し、投資有価証券については、主として株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、かつ、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理に関し、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 長 期 借 入 金 ※	7,954,360千円	7,911,304千円	△43,055千円
負 債 計	7,954,360	7,911,304	△43,055

※ 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(1) 非上場株式 30,312千円

(2) 投資事業有限責任組合への出資 77,501千円

非上場株式は企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項の取り扱いを適用し、投資事業有限責任組合への出資は改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24－16項の取り扱いを適用し、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

単位：千円

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	7,911,304	－	7,911,304
負債計	－	7,911,304	－	7,911,304

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

5. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	物流事業	コネクティッド事業	
パレットレンタル	8,748,460	—	8,748,460
物流機器販売	3,012,382	—	3,012,382
物流その他	556,183	—	556,183
ICT	—	645,292	645,292
ビークルソリューション	—	366,892	366,892
顧客との契約から生じる収益	12,317,025	1,012,185	13,329,210
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	12,317,025	1,012,185	13,329,210

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項④その他連結計算書類の作成のための重要な事項 □. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

6. 固定資産の減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都千代田区	ビークルソリューション事業用資産	レンタル資産、無形固定資産等

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業単位を基本単位としてグルーピングを行っており、連結子会社につきましては、会社単位を基本単位としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業用資産のうち、収益性が低下した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（24,507千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、レンタル資産3,022千円、機械装置及び運搬具1,356千円、建設仮勘定624千円、無形固定資産19,504千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローを4.5%で割り引いて算定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,015円35銭
(2) 1株当たり当期純利益	88円90銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大の会計上の見積りに与える影響)

新型コロナウイルス感染症拡大による当社グループ業績への影響は現時点では限定的であり、当連結会計年度の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定な要素が多く、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

③ 棚卸資産

イ. 商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

イ. レンタル資産 過去の実績に基づく見積耐用年数（5～10年）による定額法を採用しております。

ロ. その他 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

機械及び装置 8年～17年

② 無形固定資産

イ. 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ロ. その他の無形固定資産 定額法によっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|---|
| ① 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |
| ④ 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、物流事業においてパレット等物流機器やその他の機器（アシストスーツ、追跡ソリューション）のレンタル及び販売を行うほか、コネクティッド事業においては、遠隔監視ソリューション（ICT）やカーシェアリング（ビークルソリューション）のレンタル及び販売、役務の提供を行っており、これら事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

（i）パレットレンタル

パレット等物流機器のレンタルについてはレンタル期間の時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

（ii）物流機器販売

パレット等物流機器の販売については顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

（iii）物流のその他

物流のその他の機器（アシストスーツ、追跡ソリューション）につきましても、レンタルについてはレンタル期間の時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。販売については顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

（iv）遠隔監視ソリューション（ICT）

遠隔監視ソリューションの役務提供については役務提供期間に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また関連機器のレンタルについてはレンタル期間の時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。販売については顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(v) カーシェアリング（ビークルソリューション）

カーシェアリングシステムのレンタルについてはレンタル期間の時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。関連機器の販売については顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。また、取引価格は、顧客との契約に基づき顧客と約束した対価を基礎として算定しております。なお、顧客と約束した対価の中に変動対価はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の損益に与える影響はありません

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 23,507,530千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 45,153千円

② 短期金銭債務 61,426千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 14,800,000千円

借入実行残高 902,452千円

差引額 13,897,548千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①営業取引による取引高

売上高 108,308千円

仕入高 194,641千円

その他 2,482千円

②営業取引以外の取引高 31,375千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 480株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	75,235千円
未払事業税	27,341千円
退職給付引当金	94,641千円
役員退職慰労引当金	189,143千円
固定資産譲渡損益調整	4,808千円
減価償却超過額	59,547千円
関係会社株式評価損	71,339千円
投資有価証券評価損	5,028千円
貸倒引当金	36,104千円
その他	28,698千円
繰延税金資産小計	591,888千円
評価性引当額	△315,408千円
繰延税金資産合計	276,479千円
繰延税金負債	
投資事業組合運用益	△25,943千円
特別償却準備金	△10,349千円
その他	△4,755千円
繰延税金負債合計	△41,048千円
繰延税金資産の純額	235,430千円

6. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	993円82銭
(2) 1株当たり当期純利益	83円19銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大の会計上の見積りに与える影響)

新型コロナウイルス感染症拡大による当社業績への影響は現時点では限定的であり、当事業年度の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定な要素が多く、翌事業年度以降の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。